

令和3年矢巾町議会定例会12月会議議事日程

令和3年12月7日（火）

午前10時 開 議

- 第1. 会議録署名議員の指名
- 第2. 会議期間の決定
- 第3. 請願・陳情
3 請願第3号 矢巾町営火葬場（斎苑）の誘致に関する請願
- 第4. 議案第85号 教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて
- 第5. 議案第86号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合同規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて
- 第6. 議案第87号 矢巾町営キャンプ場の設置及び管理に関する条例の制定について
- 第7. 議案第88号 矢巾町岩崎川河川公園の設置及び管理に関する条例の制定について
- 第8. 議案第89号 矢巾町税条例の一部を改正する条例について
- 第9. 議案第90号 矢巾町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 第10. 議案第91号 矢巾町水道事業給水条例及び矢巾町公共下水道条例の一部を改正する条例について
- 第11. 議案第92号 矢巾町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第12. 議案第93号 令和3年度矢巾町一般会計補正予算（第7号）について
- 第13. 議案第94号 令和3年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について

- 第14. 議案第95号 令和3年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
について
- 第15. 議案第96号 令和3年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
について
- 第16. 議案第97号 令和3年度矢巾町水道事業会計補正予算（第2号）について
- 第17. 議案第98号 令和3年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第3号）について

議 案 目 次

令和3年矢巾町議会定例会12月会議

1. 請願・陳情
3 請願第3号 矢巾町営火葬場（斎苑）の誘致に関する請願
2. 議案第85号 教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて
3. 議案第86号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて
4. 議案第87号 矢巾町営キャンプ場の設置及び管理に関する条例の制定について
5. 議案第88号 矢巾町岩崎川河川公園の設置及び管理に関する条例の制定について
6. 議案第89号 矢巾町税条例の一部を改正する条例について
7. 議案第90号 矢巾町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
8. 議案第91号 矢巾町水道事業給水条例及び矢巾町公共下水道条例の一部を改正する条例について
9. 議案第92号 矢巾町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
10. 議案第93号 令和3年度矢巾町一般会計補正予算（第7号）について
11. 議案第94号 令和3年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
12. 議案第95号 令和3年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について
13. 議案第96号 令和3年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

14. 議案第97号 令和3年度矢巾町水道事業会計補正予算（第2号）について

15. 議案第98号 令和3年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第3号）について

請

願

書

矢巾町営火葬場（斎苑）の誘致に関する請願について

令和3年11月24日

矢巾町議会

議長 藤原由巳様

請願者

矢巾町大字岩清水第4地割45番地

岩清水コミュニティ

会長 細川清孝

電話 019-697-5800



紹介議員

吉田喜博

請願要旨

近年、矢巾町営火葬場（斎苑）の利用頻度が多く、かつ会葬者も多くなってきており、現在の施設では狭隘に感じられ、さらには炉についても年数が経て機能も低下して効率が悪く、利用者の苦情も多く聞くので、この際岩清水行政区内、西部山手方面に移転建設されるよう町に働きかけていただきますよう請願致します。

請願理由

矢巾町の人口30,000人構想を見込むと、現在より約3,500人が増加することになりますので、当然この状況に比例するかのよう斎苑の利用者も増加してくることは必然と思われまます。

また、近年は会葬者も多くなってきており、現在の斎苑では狭く、多人数の会葬者の場合は屋外にて待機し急場をしのいでおりますが、天候が悪い場合など

は退避する場所も無く、下屋等に集まって密になり会葬者に不便をかけている状況でもあります。

このことから、斎苑を最新型の炉を備えた、広い空間でゆとりのある施設として早期に建設することが、利用者・会葬者の不便解消につながるものと思料されます。

よって、自然豊かで広いスペース確保が可能な岩清水行政区内、西部山手方面に斎苑を移転建設することが最も望ましいと思われますので、是非、計画を樹立して早急に実現するよう町に働きかけていただきますよう請願するところであります。

なお、斎苑誘致につきましては行政区民が理解しておりますことを付け加えて請願するものでもあります。

議案第 85 号

教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

矢巾町教育委員会の委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和3年12月7日提出

矢巾町長 高橋昌造

記

住 所 矢巾町大字 第 地割 番地

氏 名

昭和 年 月 日生

議案第 86 号

岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合同規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて

令和 4 年 3 月 31 日をもって陸前高田市及び大船渡市営林組合が解散することに伴い、岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数を減少させること及び岩手県市町村総合事務組合同規約の一部を別紙のとおり変更することの協議に関し、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項及び第 290 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 12 月 7 日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

別紙

岩手県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

岩手県市町村総合事務組合規約（平成元年岩手県指令地方第145号）の一部を次のように変更する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

盛岡地区広域消防組合	二戸地区広域行政事務組合
釜石大槌地区行政事務組合	岩手・玉山環境組合
岩手沿岸南部広域環境組合	矢櫃山造林一部事務組合
宮古地区広域行政組合	盛岡北部行政事務組合
岩手県沿岸知的障害児施設組合	盛岡地区衛生処理組合
一関地区広域行政組合	滝沢・雫石環境組合
大船渡地区消防組合	盛岡・紫波地区環境施設組合
大船渡地区環境衛生組合	岩手県自治会館管理組合
奥州金ヶ崎行政事務組合	岩手県市町村総合事務組合
北上地区広域行政組合	気仙広域連合
北上地区消防組合	久慈広域連合
岩手中部広域行政組合	岩手県後期高齢者医療広域連合
岩手中部水道企業団	

別表第2第1号中「陸前高田市及び大船渡市営林組合、矢櫃山造林一部事務組合」を「矢櫃山造林一部事務組合」に改める。

附則

この規約は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 87 号

矢巾町営キャンプ場の設置及び管理に関する条例の制定について

矢巾町営キャンプ場の設置及び管理に関する条例を次のように制定する。

令和 3 年 12 月 7 日 提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

矢巾町営キャンプ場の設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 自然とふれあう環境と交流の場を町民等に提供することにより、地域資源の活用を通じて町民等の健康の増進に寄与するため、矢巾町営キャンプ場（以下「キャンプ場」という。）を設置する。

(位置)

第2条 キャンプ場の位置は、矢巾町大字煙山第3地割14番地2とする。

(管理)

第3条 キャンプ場は、町長（指定管理者（矢巾町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年矢巾町条例第1号）第6条の規定により指定を受けた者）が指定されたときは、指定管理者。次条、第5条及び第6条において同じ。）がこれを管理する。

(使用期間)

第4条 キャンプ場の使用期間は、4月1日から11月30日までとする。ただし、町長が特に必要と認めたときは、これを変更することができる。

(使用の許可)

第5条 キャンプ場を使用しようとする者は、町長の許可を受けなければならない。

2 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、使用を許可しない。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。

(2) キャンプ場の管理上支障があると認めるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、キャンプ場の管理上不相当と認めるとき。

3 町長は、キャンプ場の管理上必要があると認めるときは、第1項の許可に条件を付すことができる。

(使用許可の取消し等)

第6条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合、使用許可を取消し、若しくは使用の中止を命じ、又は使用条件を変更することができる。

(1) この条例に違反したとき。

(2) 使用許可の条件に違反したとき。

(3) キャンプ場の管理上必要があると認めるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、公益上やむを得ない必要が生じたとき。

(使用料)

第7条 キャンプ場を使用する者（以下「使用者」（指定管理者が管理する場合にあっては、「利用者」という。以下同じ。）という。）は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 使用者は、第5条第1項の許可を受けた際に、使用料を支払わなければならない。

(利用料金)

第8条 指定管理者が管理する施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、指定管理者の収入として収受させるものとする。この場合において、前条の規定は、適用しない。

2 利用料金の額は、前条に定める使用料の範囲内で、あらかじめ町長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

3 利用者は、第5条第1項の許可を受けた際に、利用料金を支払わなければならない。

（使用料の減免）

第9条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第7条に規定する使用料（指定管理者が管理する施設にあっては、利用料金。次条において同じ。）の全部又は一部を減免することができる。

（1） 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者及び当該障害者の介護を行う者が個人で使用（営利を目的とする場合を除く。）するとき。

（2） 前号に掲げる場合のほか、町長が公益上その他特別の理由があると認めるとき。

（使用料の不還付）

第10条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

（1） 第6条の規定に基づき町長が使用の許可を取り消したとき。

（2） 使用者の責めに帰することができない理由により使用することができないとき。

（3） 前2号に掲げるもののほか、町長が特別の理由があると認めるとき。

（指定管理者の業務）

第11条 キャンプ場に係る指定管理者の業務は、次のとおりとする。

（1） 利用の許可、制限及び停止に関する業務

（2） キャンプ場の維持管理に関する業務

（3） 前2号に掲げるもののほか、キャンプ場の管理に関し町長が必要と認める業務

（権利の譲渡の禁止）

第12条 使用者は、使用の許可を受けた目的以外にキャンプ場を使用し、又は使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

（原状回復）

第13条 使用者は、使用を終了したときは、速やかに原状に回復しなければならない。第6条の規定により、使用を中止され、又は使用許可を変更されたときも、同様とする。

（損害賠償）

第14条 使用者は、キャンプ場を汚損し、損傷し、又は備品に損傷を与えたときは、町長の指示するところにより原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(矢巾町野外活動施設設置条例の廃止)

2 矢巾町野外活動施設設置条例(平成2年矢巾町条例第3号。次項において「旧条例」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の日の前日までに、旧条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為については、この条例の相当規定によりなされたものとみなし、その使用料又は利用料金については、令和4年4月1日以後の使用許可について適用する。

別表(第7条関係)

区 分		金 額
大人(18歳以上の者)	宿泊(1泊)	300円
	日帰り	200円
子ども(6歳以上18歳未満の者)	宿泊(1泊)	150円
	日帰り	100円
幼児(6歳未満の者)	宿泊(1泊)	無料
	日帰り	

議案第 88 号

矢巾町岩崎川河川公園の設置及び管理に関する条例の制定について

矢巾町岩崎川河川公園の設置及び管理に関する条例を次のように制定する。

令和 3 年 12 月 7 日 提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

矢巾町岩崎川河川公園の設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 憩いとふれあいの場を町民等に提供することにより、公共の福祉の増進と生活文化の向上に寄与するため、岩崎川河川公園（以下「河川公園」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 河川公園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
いわさき 祝咲喜公園	矢巾町大字又兵エ新田第3地割75番地

(管理)

第3条 河川公園は、町長（指定管理者（矢巾町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年矢巾町条例第1号）第6条の規定により指定を受けた者）が指定されたときは、指定管理者。第5条、第6条及び第7条において同じ。）がこれを管理する。

(行為の禁止)

第4条 河川公園においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 河川公園の施設を汚損し、又は損傷するおそれのある行為
- (2) 風紀又は秩序を乱し、公益を害するおそれのある行為
- (3) 前2号に掲げるもののほか、河川公園の管理上支障を及ぼすおそれのある行為

(使用期間及び使用時間)

第5条 祝咲喜公園の施設のうち、マレットゴルフ場の使用期間は、4月1日から11月30日までとする。ただし、町長が特に必要と認めたときは、これを変更することができる。

2 マレットゴルフ場の使用時間は、午前9時から午後3時までとする。ただし、町長が特に必要と認めたときは、これを変更することができる。

(使用の許可)

第6条 マレットゴルフ場を使用しようとする者は、町長の許可を受けなければならない。

2 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、使用を許可しない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 河川公園の管理上支障があると認めるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、河川公園の管理上不相当と認めるとき。

3 町長は、河川公園の管理上必要があると認めるときは、第1項の許可に条件を付すことができる。

(使用許可の取消し等)

第7条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用許可を取消し、若しくは使用の中止を命じ、又は使用条件を変更することができる。

- (1) この条例に違反したとき。
- (2) 使用許可の条件に違反したとき。
- (3) 河川公園の管理上必要があると認めたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、公益上やむを得ない必要が生じたとき。

(使用料)

第8条 マレットゴルフ場を使用する者(以下「使用者」(指定管理者が管理する場合にあっては、「利用者」という。以下同じ。)という。)は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 使用者は、第6条第1項の許可を受けた際に、使用料を支払わなければならない。

(利用料金)

第9条 指定管理者が管理する施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)は、指定管理者の収入として收受させるものとする。この場合において、前条の規定は、適用しない。

2 利用料金の額は、前条に定める使用料の範囲内で、あらかじめ町長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

3 利用者は、第6条第1項の許可を受けた際に、利用料金を支払わなければならない。

(使用料の減免)

第10条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第8条に規定する使用料(指定管理者が管理する施設にあっては、利用料金。次条において同じ。)の全部又は一部を減免することができる。

(1) 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者及び当該障害者の介護を行う者が個人で使用(営利を目的とする場合を除く。)するとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、町長が公益上その他特別の理由があると認めたとき。

(使用料の不還付)

第11条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 第7条の規定に基づき町長が使用の許可を取り消したとき。

(2) 使用者の責めに帰することができない理由により使用することができないとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が特別の理由があると認めたとき。

(指定管理者の業務)

第12条 河川公園に係る指定管理者の業務は、次のとおりとする。

(1) 利用の許可、制限及び停止に関する業務

(2) 河川公園の維持管理に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、河川公園の管理に関し町長が必要と認める業務

(権利の譲渡の禁止)

第13条 使用者は、使用の許可を受けた目的以外に施設等を使用し、又は使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(原状回復)

第14条 使用者は、使用を終了したときは、速やかに原状に回復しなければならない。第7条の規定により、使用を中止され、又は使用許可を変更されたときも、同様とする。

(損害賠償)

第15条 使用者は、河川公園を汚損し、損傷し、又は備品に損傷を与えたときは、町長の指示するところにより原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

別表(第7条関係)

区分	マレットゴルフ場使用料		用具使用料
	子ども(18歳未満の者)	大人(18歳以上の者)	
町内に住所を有する者	無料	無料	1日につき110円
上記以外の者	1日につき110円	1日につき210円	1日につき110円

議案第 89 号

矢巾町税条例の一部を改正する条例について

矢巾町税条例（昭和30年矢巾町条例第23号）の一部を次のように改正する。

令和 3 年12月 7 日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

矢巾町税条例の一部を改正する条例

矢巾町税条例（昭和30年矢巾町条例第23号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(国民健康保険税の税率)</p> <p>第130条 第127条第2項の基礎課税額の税率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 <u>100分の7.3</u></p> <p>(2) 資産割 <u>100分の10</u></p> <p>(3) 被保険者均等割 被保険者1人について <u>23,400円</u></p> <p>(4) 世帯別平等割 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。以下この条及び第134条において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。以下この条及び第134条において同じ。）以外の世帯 26,400円</p> <p>イ・ウ [略]</p> <p>2 第127条第3項の後期高齢者支援金等課税額の税率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 <u>100分の2.0</u></p> <p>(2) 資産割 <u>100分の2.2</u></p> <p>(3) 被保険者均等割 被保険者1人について <u>7,000円</u></p> <p>(4) [略]</p> <p>3 第127条第4項の介護納付金課税額の税率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 <u>100分の1.9</u></p> <p>(2) 資産割 <u>100分の2.9</u></p>	<p>(国民健康保険税の税率)</p> <p>第130条 第127条第2項の基礎課税額の税率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 <u>100分の7.9</u></p> <p>(2) 資産割 <u>100分の5</u></p> <p>(3) 被保険者均等割 被保険者1人について <u>27,000円</u></p> <p>(4) 世帯別平等割 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。以下この条及び第134条第1項において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。以下この条及び第134条第1項において同じ。）以外の世帯 26,400円</p> <p>イ・ウ [略]</p> <p>2 第127条第3項の後期高齢者支援金等課税額の税率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 <u>100分の2.6</u></p> <p>(2) 資産割 <u>100分の1.3</u></p> <p>(3) 被保険者均等割 被保険者1人について <u>9,500円</u></p> <p>(4) [略]</p> <p>3 第127条第4項の介護納付金課税額の税率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 <u>100分の2.6</u></p> <p>(2) 資産割 <u>100分の1.7</u></p>

(3) 被保険者均等割 被保険者1人について 8,500円

(4) 〔略〕

(国民健康保険税の納税義務の発生、消滅等に伴う賦課)

第133条 国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から、月割をもって算定した第127条第1項の額（第134条第1項の規定による減額が行われた場合には、同項の国民健康保険税の額とする。以下本条において同じ。）を課する。

2～8 〔略〕

(国民健康保険税の減額)

第134条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第127条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）

(3) 被保険者均等割 被保険者1人について 10,000円

(4) 〔略〕

(国民健康保険税の納税義務の発生、消滅等に伴う賦課)

第133条 国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から、月割をもって算定した第127条第1項の額（第134条第1項の規定による減額が行われた場合には、その減額後の国民健康保険税の額とする。以下本条において同じ。）を課する。

2～8 〔略〕

(国民健康保険税の減額)

第134条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第127条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する

の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第126条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 16,380円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
（ア）～（ウ） 〔略〕

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第126条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 4,900円

エ 〔略〕

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額介護納付金課税被保険者（第126条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 5,950円

カ 〔略〕

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき285,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第126条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 11,700円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
（ア）～（ウ） 〔略〕

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の

者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第126条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 18,900円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
（ア）～（ウ） 〔略〕

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第126条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 6,650円

エ 〔略〕

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額介護納付金課税被保険者（第126条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 7,000円

カ 〔略〕

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき285,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第126条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 13,500円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
（ア）～（ウ） 〔略〕

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の

被保険者均等割額 被保険者(第126条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 3,500円

エ [略]

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第126条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 4,250円

カ [略]

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第126条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 4,680円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
(ア)~(ウ) [略]

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第126条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 1,400円

エ [略]

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第126条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 1,700円

カ [略]

[新設]

被保険者均等割額 被保険者(第126条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 4,750円

エ [略]

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第126条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 5,000円

カ [略]

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第126条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 5,400円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
(ア)~(ウ) [略]

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第126条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 1,900円

エ [略]

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第126条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 2,000円

カ [略]

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に到達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定し

(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第134条の3 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等(法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。次条において同じ。)である場合における第128条及び第134条の規定の適用については、第128条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第134条の3に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、第134条第1項第1号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額(第134条の3に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した

た被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児一人について次に定める額

- ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 4,050円
- イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 6,750円
- ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 10,800円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 13,500円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児一人について次に定める額

- ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,425円
- イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 2,375円
- ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 3,800円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 4,750円

(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第134条の3 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等(法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。次条において同じ。)である場合における第128条及び第134条第1項の規定の適用については、第128条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第134条の3に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、第134条第1項第1号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額(第134条の3に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定

金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。)」とする。

附 則

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

第18条の4 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第134条第1項の規定の適用については、同条中「法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは、「法第703条の5に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。) 及び」とする。

附 則

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

第18条の4 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第134条第1項の規定の適用については、同条中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは、「法第703条の5第1項に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、[] の記載は注記である。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(国民健康保険税に関する適用区分)

第2条 この条例による改正後の矢巾町税条例の規定は、令和4年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第90号

矢巾町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

矢巾町国民健康保険条例（昭和51年矢巾町条例第12号）の一部を次のように改正する。

令和3年12月7日提出

矢巾町長 高橋昌造

矢巾町国民健康保険条例の一部を改正する条例

矢巾町国民健康保険条例（昭和51年矢巾町条例第12号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(出産育児一時金)</p> <p>第3条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し<u>出産育児一時金</u>として<u>42万円</u>を支給する。</p> <p>2 [略]</p> <p>附 則 (新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から<u>起算</u>して<u>1年6月を超えないもの</u>とする。</p>	<p>(出産育児一時金)</p> <p>第3条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、<u>出産育児一時金</u>として<u>40万8,000円</u>を支給する。<u>ただし、町長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、当該出産育児一時金に3万円を上限として加算するものとする。</u></p> <p>2 [略]</p> <p>附 則 (新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から<u>通算</u>して<u>1年6月間</u>とする。</p>
<p>備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、[] の記載は注記である。</p>	

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第3条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に出産した者に係る出産育児一時金について適用し、同日前に出産した者に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。

議案第91号

矢巾町水道事業給水条例及び矢巾町公共下水道条例の一部を改正する条例
について

矢巾町水道事業給水条例（平成9年矢巾町条例第36号）及び矢巾町公共下水道条例（平成12年矢巾町条例第31号）の一部を次のように改正する。

令和3年12月7日提出

矢巾町長 高橋昌造

矢巾町水道事業給水条例及び矢巾町公共下水道条例の一部を改正する条例

(矢巾町水道事業給水条例の一部改正)

第1条 矢巾町水道事業給水条例（平成9年矢巾町条例第36号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(料金の徴収方法) 第30条 料金は、納入通知書、口座振替、 <u>代理納付</u> 又は集金の方法により毎月徴収する。ただし、水道の使用をやめたとき、又は事業管理者において必要があると認めるときは、その都度、徴収することができる。	(料金の徴収方法) 第30条 料金は、納入通知書、口座振替、 <u>指定納付受託</u> 又は集金の方法により毎月徴収する。ただし、水道の使用をやめたとき、又は事業管理者において必要があると認めるときは、その都度、徴収することができる。
備考 改正箇所は、改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定である。	

(矢巾町公共下水道条例の一部改正)

第2条 矢巾町公共下水道条例（平成12年矢巾町条例第31号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(使用料の徴収) 第26条 [略] 2 前項の使用料は、使用月における公共下水道の使用について納入通知書、口座振替、 <u>代理納付</u> 又は集金の方法により徴収し、矢巾町水道料金徴収の例による。 3 [略]	(使用料の徴収) 第26条 [略] 2 前項の使用料は、使用月における公共下水道の使用について納入通知書、口座振替、 <u>指定納付受託</u> 又は集金の方法により徴収し、矢巾町水道料金徴収の例による。 3 [略]
備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、[]の記載は注記である。	

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年1月4日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日において現に地方税法の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）第6条の規定による改正前の地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定による指定を受けている者に対する改正前の矢巾町水道事業給水条例及び矢巾町公共下水道条例の規定の適用については、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。

議案第92号

矢巾町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

矢巾町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年矢巾町条例第10号）の一部を次のように改正する。

令和3年12月7日提出

矢巾町長 高橋昌造

矢巾町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

矢巾町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年矢巾町条例第10号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>目次 第1章～第3章　〔略〕 〔新設〕 附則 （内容及び手続の説明及び同意） 第5条　〔略〕 2　特定教育・保育施設は、利用申込者からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設は、当該文書を交付したものとみなす。 <u>（1）　電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの</u> <u>ア　特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</u> <u>イ　特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者の閲覧に供し、当該利用申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）</u> <u>（2）　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準</u></p>	<p>目次 第1章～第3章　〔略〕 <u>第4章　雑則（第53条）</u> 附則 （内容及び手続の説明及び同意） 第5条　〔略〕 〔削除〕</p>

ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、利用申込者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

[削除]

4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と、利用申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

[削除]

5 特定教育・保育施設は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる次の各号に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

[削除]

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設は、当該利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

[削除]

(内容及び手続の説明及び同意)

(内容及び手続の説明及び同意)

第38条 [略]

第38条 [略]

2 第5条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。

[削除]

(特定教育・保育施設等との連携)

(特定教育・保育施設等との連携)

第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携

第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携

協力をを行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。

(1)・(2) 〔略〕

(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあっては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2～9 〔略〕

〔新設〕

協力をを行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。

(1)・(2) 〔略〕

(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあっては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2～9 〔略〕

第4章 雑則

（電磁的記録等）

第53条 特定教育・保育施設等は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給

付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法に

よる承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から第5項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、第5項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。